

銀行口座の開設要件の明確化

(令和5年2月7日 金融庁監督局長通達)

規制改革の内容

特例措置前

入国後6か月間は、原則、非居住者扱いとなり、一部取引に制限のある非居住者口座のみ利用可能で、迅速な営業活動が困難。

特例措置

外国人起業活動促進事業等を活用した外国人起業家に対して、居住者口座又は居住者と同等の口座開設を可能とする。

効果

居住者口座開設により迅速な創業・営業活動が可能となり、起業家・スタートアップ創業人材の活動を後押し。

規制改革の概要

居住者（銀行口座開設可）

入国準備

スタビザ
創業活動
(6か月)

経営・管理

非居住者(入国後6か月未満)
居住者口座開設不可
非居住者口座を利用

外国人起業活動促進事業等
を活用した外国人起業家は、
取引に制限のない
居住者口座開設が可能に！

迅速な創業・営業活動が可能！

- 
- ・ATMでの送金ができない。
 - ・送金手続きに時間を要する

